

令和 5 年 第 5 回臨時会

道 志 村 議 会 会 議 録

令和 5 年 8 月 1 0 日 開会

令和 5 年 8 月 1 0 日 閉会

道 志 村 議 会

令和 5 年第 5 回道志村議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	3

第 1 号（8月10日）

○議事日程	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○日程の追加	10
○閉会中の継続調査について	11
○閉議の宣告	11
○閉会の宣告	11
○署名議員	11

道志村告示第10号

令和5年第5回道志村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年7月25日

道志村長 長 田 富 也

記

- 1 期 日 令和5年8月10日（木）
- 2 場 所 水郷の郷やまゆりセンターふれあいホール
- 3 付議案件
 - （1） 工事請負契約の締結について
 - （2） 令和5年度道志村一般会計補正予算（第2回）について

道志村告示第 11 号

令和 5 年第 5 回道志村議会臨時会の付議事件を次のとおり追加する。

令和 5 年 8 月 7 日

道志村長 長 田 富 也

記

1 付議案件

(3) 地方自治法第 5 章に規定される住民の直接請求における署名活動での縦覧制度の運用に係る個人情報保護の徹底を求める請願書について

◎応招・不応招議員

応招議員（１０名）

１番	佐藤光栄君	２番	山口章君
３番	池谷銀重君	４番	佐藤徹君
５番	佐藤喜章君	６番	白井勝光君
７番	杉本孝正君	８番	佐藤進君
９番	出羽和平君	１０番	大田博文君

不応招議員（なし）

令和5年第5回道志村議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年8月10日（火曜日）午後3時5分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議案第42号 工事請負契約の締結について
 - 第 4 議案第43号 令和5年度一般会計補正予算（第2回）
 - 第 5 請願第1号 地方自治法第5章に規定される住民の直接請求における署名活動での縦覧製の運用に係る個人情報保護の徹底を求める請願書
-

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	佐藤文泰君	総務課長	菅谷克士君
住民健康課長	山口かおり君	産業振興課長	山口俊一君
ふるさと振興課長	金子尚章君	教育課長	山口登美君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 佐藤勇樹君

◎開会の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和5年第5回道志村議会臨時会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午後3時5分）

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議会運営委員長、池谷銀重君。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

〔議会運営委員長 池谷銀重君 登壇〕

○議会運営委員長（池谷銀重君） 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

令和5年8月2日、午後1時30分より、議会事務局室において委員会を招集し、委員3名と議長、議案説明のため総務課長、職務のため議会事務局長の出席がありました。

決定された事項は、次の2項目です。

- 1 提出された請願書の取り扱いについて、付議事件とし村長に対し告示依頼をすること。
- 2 会期は、本日限りの1日とし配布してある日程表のとおりとすること。

以上で、議会運営委員会の報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） なお、本臨時会において、地方自治法第121条の規定に基づき、議長が長田村長、教育長に対し説明員の出席要求を行いました。

また、報道関係者より議場内での撮影の申出がありましたので、議会傍聴規則第9条の規定により、議長においてこれを許可いたしましたので、報告いたします。

村長につきましては、欠席の通知がありましたのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（出羽和平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第1番議員、佐藤光栄君及び第2番議員、山口章君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（出羽和平君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日限りの1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りの1日と決定しました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第3、議案第42号 工事請負契約の締結について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第42号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

令和5年8月の7日指名競争入札に付した、白井平配水池整備工事について、次のとおり請負契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1 契約の目的 白井平配水池整備工事、2 契約の方法 指名競争入札による契約、3 契約金額 64,350,000円、4 契約の相手方 山梨県南都留郡道志村8209番地 株式会社 佐藤工業所 代表取締役 佐藤順子。

提案の理由ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条

例第2条に基づき議会の議決を経る必要があるため、提出するものでございます。

以上が議案第42号工事請負契約の締結についての説明となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号 工事請負契約の締結については原案のとおり決定しました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第4、議案第43号 令和5年度道志村一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第43号 令和5年度 道志村一般会計補正予算（第2回）について説明いたします。

令和5年度 道志村一般会計補正予算（第2回）につきましては、第1表歳入歳出予算補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17,087千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1千5百73万4千円とするものです。

補正の主な内容についてご説明をいたします。

歳入につきましては、14款 国庫支出金で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して実施する事業へ交付される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が16,087千円増額するほか、21款 村債では、過疎対策事業債で100万円を追加するものです。次に、歳出につきましては、4款 衛生費において、「道志村省エネルギー家電購入促進事業」を創出し、国庫支出金を主な財源とし、住民の皆様の電気代等のエネルギー負担を軽減する事業を実施いたします。また、第2条 地方債は、土木債において過疎対策事業債の増額により、100万円の増額となっています。

以上が、令和5年度 道志村一般会計補正予算（第2回）の内容です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りします。

本案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号 令和5年度道志村一般会計補正予算（第2回）は原案のとおり決定しました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑

○議長（出羽和平君） 日程第5、請願第1号 地方自治法第5章に規定される住民の直接請求における署名活動での縦覧製の運用に係る個人情報保護の徹底を求める請願書について議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

○議長（出羽和平君） 1 番、佐藤光栄君。

〔1 番 佐藤光栄君 登壇〕

○1 番（佐藤光栄君） それでは請願書が参っておりますので朗読させていただきます。

地方自治法第5章に規定される住民の直接請求における署名活動での縦覧制度の運用に係る個人情報保護の徹底を求める請願書、令和5年7月26日、請願人 道志の未来をつくる会 代表 佐藤光男 南都留郡道志村6216番地。紹介議員として佐藤光栄、池谷銀重、佐藤徹、佐藤進。

請願の趣旨。日本国憲法第92条では、地方自治法が住民の意思に基づいて行われることが謳われており、地方自治法では住民の直接請求に係る規定が同法第5章に規定されています。また、地方自治法第74条の2第2項及び第3項では署名簿の縦覧について規定されており、縦覧の運用においては、失礼、縦覧の運用については特段の規定がないことから、市町村の選挙管理委員会が策定しています。市町村の選挙管理委員会が策定する縦覧制度の運用については、個人の思想信条に関わることを悪意の第三者でも縦覧できてしまうこと、及び個人情報の漏えい等の個人情報保護に係る課題や自己の意思として署名が安心してできないことにより民意が正しく把握できない等の課題があると考えています。令和4年4月より施行された個人情報保護法においては、社会状況を踏まえ個人の権利利益の保護等を目的として改正されました。このようなことから、道志村では村民が安全、安心な生活を営むためにも住民の直接請求に係る個人情報保護が徹底されることが望まれます。以上の趣旨により、道志村議会に地方自治法第124条の規定により次のとおり提出するので、是非とも道志村議会として、下記にある請願事項を原案のとおり採決いただき、道志村選挙管理委員会への意見書提出を請願いたします。

2 請願事項でございます。1 道志村選挙管理委員会が策定する縦覧制度の運用にあたっては、次のことが具体的な方策として徹底されるようにすること。1 縦覧に際しては、縦覧を希望する者の本人の確認及び縦覧の目的を確認し、選挙管理委員会の立ち合いの下で縦覧を行うこと。2 縦覧を希望する者には、個人情報保護法及び道志村個人情報保護条例の関係条項の説明を行い、道志村選挙管理委員会が策定した縦覧の運用についての理解を求めること。3 地方自治法第74条の2第2項及び第3項に規定されている縦覧は、選挙人名簿等の閲覧とは目的が異なることから、機器を用いての撮影並びに複写及びメモをとる等の記録行為は禁止とすること。4 縦覧は、縦覧を希望する者、本人またはその家族の署名について確認を

する場合として、署名簿の該当箇所を限定しての確認とすること。5個人の署名の有無の確認については、選挙管理委員会が確認をし、その結果を書面にて知らせること。6署名簿全体の縦覧を希望する場合は、住所以外の欄は厚手の紙による枠等で隠し、縦覧者が自分の住所を見つけた場合に該当箇所のみ縦覧させること。ただし、選挙管理委員会の立ち合いの下で行うこと。

次に、2として道志村選挙管理委員会が行う縦覧制度の運用の策定にあたっては、次のことが徹底されるようにすること。1道志村選挙管理委員会は、地方自治法の規定により設置される独立した執行機関であることから、縦覧制度の運用の策定においては、独立性が確保されるように進めること。2道志村選挙管理委員会における縦覧制度の運用に係る策定は、個人情報保護が確保され安全安心な生活を営むためにも速やかに策定すること。以上の請願に対して、道志村議会の皆様の個人情報保護の重要性を理解された賢明なご判断をお願い申し上げます。道志村議会 議長 出羽和平様。以上でございます。

○議長（出羽和平君） 説明が終わりました。

これより本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております、請願第1号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎日程の追加

○議長（出羽和平君） お諮りします。

ただいま、総務文教常任委員会に付託された件の継続調査について、直ちに日程に追加し追加日程第1として議題にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について議題とすることに決定しました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（出羽和平君） 追加日程第1 発議第5号総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について議題といたします。

お諮りします。

本件について継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、本件については継続調査に付する事に決定いたしました。

以上で議事は全て終了いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） これで本日の日程は全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（出羽和平君） これをもって令和5年第5回道志村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後3時25分）

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
